

關東畑方永取之分ハ一反を米三石二斗五升代之積りニて、田方米取都合仕届付割合來候得共、自今ニ石替之積りニ割合可然奉存候

右之通ガ存寄候儀ニ御座候間申上候以上

實^〇享^保七年四月

一右之通り伺相濟候由、寅四月廿二日、駒木根肥後守殿^〇政秀、勤^奉被仰渡候

〔幕朝故事談〕諸侯

折紙^〇は、二つ折の金銀馬代の事也、^略御加増被下候節、大小名に不限、三千石以上の加増な

れば、御禮の時、金馬代なり、三千石以下は、銀馬代にて御禮申上る也

物成詰

〔地方凡例録一〕物成詰之事

是ハ知行渡し^〇の節、高百石に付、米三斗五升入、百俵の當りニて、米三拾五石免ニて三ツ五分に當る、公儀より私領え渡る、村々免は高下あるに付、其村々の物成、本途并に小物成米、永郷帳組の分を打込み、高百石、三ツ五分に當るやうに割合、三ツ五分より高免の村方あれば、又下免の村を差加へ、高には拘はらず、物成にて増減いたすゆゑ、物成詰と云、然し拜領高千石の物成、四百石有之、免四ツに當るとて、三ツ五分に當るやう、千石の高を減少いたし渡す儀はならざるに付、三ツ五分に當るべき村方を糺し割合て相渡す、又千石の村、下免にて三ツ五分の物成に不足なれば、外村にて不足だけの米に當るやう、千石の上に高相増し、込高にしてわたす、是は新知のことなり、或は村替等有之分は、三ツ五分に拘はらず、只今まで納め來る本途に、物成の石數を以て引替、雙方の村方、本途小物成を打込て、物成詰にて引替る、古來は万石以下計り、物成詰にて、万石以上は物成に拘はらず、石高にて引替るよし、然る處、何れの頃より、や、近來万石以上も、村替加増地等物成詰に成たり、夫も國替所替等の節は、物成詰にならず、有高にて引替る故、國替には甚損益あ